

黒潮町プレミアム付飲食券・商品券事業に係る特定事業者募集要項

1 事業の目的

町では、新型コロナウイルス感染症流行によるイベント自粛及び外出自粛で停滞している町内の経済状況を緊急に支援するとともに、地域における消費活動を喚起・下支えすることを目的に、町内の飲食店、商店及び事業所等で使用できる黒潮町プレミアム付飲食券・商品券（以下「飲食券等」という。）の販売事業を実施します。

本要項は、飲食券等を使用して食事、商品の購入及びサービス等を提供できる店舗等の事業者（以下「特定事業者」という。）の募集及び飲食券等を使用した取引（以下「特定取引」という。）に関して定めるものです。

2 特定事業者の参加資格

(1) 資格要件

- ①黒潮町内に店舗や事業所等を有する事業者
（町内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込書の提出が必要です。）
- ②本実施要項を遵守する事業者

(2) 対象外事業者

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団いう。）暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

3 取扱店の登録

(1) 受付期間

- ①第1次募集 令和2年6月12日（金）～令和2年6月23日（火）

※この期間に申し込み、登録された特定事業者は、飲食券等の購入対象者に送付する店舗一覧表に掲載します。

- ②第2次募集 令和2年6月24日（水）からも継続的に募集し、随時登録します。

※第1次募集での店舗一覧表を作成しますので、追加されない場合はご了承ください。問い合わせがあったときはご紹介します。

(2) 登録受付時間

土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

(3) 申込先

〒789-1795 黒潮町佐賀1092番地1
黒潮町役場佐賀支所
海洋森林課 商工係 TEL0880-55-3115 (直通)

〒789-1992 黒潮町入野5893番地
黒潮町役場本庁舎
産業推進室 観光係 TEL0880-43-2113 (直通)

に「黒潮町プレミアム付飲食券・商品券等登録申込書兼誓約書」を郵送
又は役場に直接お持ちいただく等により提出して下さい。

(4) 登録された特定事業者

登録された特定事業者に対しては、「黒潮町プレミアム付飲食券・商品
券等特定事業者登録証明書」と登録カード、ステッカーを交付します。

4 登録料

登録に際しての費用負担はありません。

5 飲食券・商品券の利用範囲

次に示す内容については、飲食券等の利用はできません。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券及びプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律
第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提
供される役務
- (5) 国税、地方税及び使用料などの公租公課

6 飲食券・商品券の利用に係る注意事項

- (1) 飲食券等の額面の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業
者からの当該上回る額に相当する金額の支払いは行わないこと。（つ
り銭は支払わないこと。）
- (2) 飲食券等の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負いま
せん。
- (3) 未利用の飲食券等がある場合でも返金はできません。
- (4) 販売対象者の要件に該当しないことが判明したとき、又は上限額を超
えて重複購入が判明したときは、飲食券等を返還、又は飲食券等を使
用した金額の返還をしていただきます。
- (5) 第三者への譲渡、転売、換金は行わないでください。

7 飲食券・商品券の有効期限

令和2年7月20日（月）～令和2年12月31日（木）

有効期限を過ぎた飲食券等は無効となり、利用できません。

ただし、有効期限期間内に新型コロナウイルスの感染拡大により、町内飲食店、商店及び事業所等が営業自粛を余儀なくされ、飲食券等の使用が一時的に出来なくなったときは、有効期限を延長する場合があります。

8 飲食券・商品券の換金

(1) 飲食券・商品券換金取扱金融機関

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 幡多信用金庫 入野支店 | ② 幡多信用金庫 佐賀支店 |
| ③ 高知銀行 佐賀支店 | ④ 四国銀行 中村支店 |
| ⑤ J A 高知県 大方支所 | ⑥ J A 高知県 佐賀支所 |

(2) 特定事業者は、町が指定した飲食券・商品券取扱金融機関において黒潮町プレミアム付飲食券・商品券等特定事業者登録証明書又は登録カードを提示し、令和2年12月31日（木）までの特定取引において受け取った飲食券等を提出して、令和3年2月26日（金）までに券面記載の金額を届出口座への振り込みを申し出てください。

飲食券・商品券等取扱金融機関は、その券面金額に相当する金銭を、特定事業者の届出口座へお支払いします。

(3) 令和3年3月1日（月）以降は、黒潮町役場海洋森林課商工係に飲食券等を提出し、役場から届出口座へ振り込みをします。

なお、役場での換金可能期間については、令和3年3月31日（水）までとします。

9 特定事業者の遵守事項

- (1) 飲食券等の不正使用（偽造等）が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに黒潮町役場海洋森林課商工係に連絡して下さい。
- (2) 特定取引において飲食券等の受け取りを拒まないで下さい。
- (3) 使用済みの飲食券等を他の特定事業所で使用しないで下さい。
- (4) 飲食券等の交換、譲渡及び売買は行わないで下さい。
- (5) 飲食券等の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないで下さい。
- (6) その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないで下さい。

10 特定事業者の登録の取消し等

本要項に反する行為を行った場合は、特定事業者の登録を取消し、その旨を公表するものとします。また違反行為により町が損害を受けた際は、当該損害の賠償を請求する場合があります。

1 1 個人情報の取扱い

特定事業者の登録に係る個人情報等については、町が管理し、本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理のため利用します。

1 2 問合せ先

特定事業者の登録に関すること及び本事業に関することは、
黒潮町役場佐賀支所 海洋森林課商工係 Tel : 0880-55-3115 (直通)